

令和7年度

**第17期第7回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和7年8月19日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和7年8月19日(火) 午前10時から10時39分まで

場所 三重海区漁業調整委員会委員室

議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針の変更について
- 2 議案2 ふぐはえなわ漁業に関する指示について
- 3 報告事項1 全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果について
- 4 その他
 - (1) 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について
 - (2) 真珠関係漁場調査について
 - (3) 次回の委員会日程について

出席委員

矢田和夫 田邊善郎 浅井利一 小川和久 濱田浩孝 濱中一茂
木下和行 辻本寛一 濱口利貴 千田良仁 奥村卓二 木村那津子
中川かおり

欠席委員

松田浩一 倉島 彰

事務局

事務局長 小林智彦
主幹 中西健五
主査 葛西 学

行政

水産資源管理課
(資源管理班)
班長 竹内泰介
技師 田中翔稀

傍聴者

なし

計 18 名

○矢田会長

ただいまから第 17 期第 7 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中、松田委員と倉島委員が欠席で、13 名が出席していますので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として辻本委員、奥村委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「三重県資源管理方針の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

1-1 ページをご覧ください。

令和 7 年 8 月 4 日付け農林水第 24-1034 号で三重県知事から諮問書が提出されています。漁業法第 14 条第 10 項の規定により準用する第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（田中技師）

1-1 ページに記載されている「三重県資源管理方針の変更について」説明します。1-29 ページをご覧ください。今回の変更ポイントについてご説明します。今回の諮問内容は、三重県資源管理方針の別紙 1 「くろまぐろ小型魚」に関する記述の追加及び別紙 3 「ぶり」の削除です。

本県の特定水産資源は、現在、まいわし太平洋系群、さば類、まあじ、するめいか、さんま、くろまぐろの小型魚及び大型魚、かたくちいわし太平洋系群、ぶりの 8 魚種になります。

1-31 ページをご覧ください。くろまぐろ小型魚について、令和 7 年 4 月から当歳魚 2 キログラム未満の自主的な放流の協力を県農林水産部長名で通知し、漁業者らによる自主的な資源管理を推進しています。この通知は、鳥羽磯部漁業協同組合、三重外湾漁業協同組合、熊野漁業協同組合、紀南漁業協同組合に加え、三重県定置漁業協会、三重県まき網連合会、伊勢及び尾鷲農林水産事務所に発出しています。

1-29 ページにお戻りください。関係する漁業協同組合に通知したところ、三重県資源管理方針にもくろまぐろ当歳魚 2 キログラム未満の自主的な放流に関する記述を追加した方が良いという意見がありました。三重県資源管理方針に規定されていると漁協が漁業者等へ協力依頼をする際に理解が得られやすいとのこと。また、水産庁から国の資源管理基本方針にもくろまぐろ当歳魚の 2 キログラム未満の自主的な放流の記述があることから、三重県資源管理方針にも記載を追加するよう依頼がありました。こうした状況のため、

1-13 ページのとおり三重県資源管理方針の別紙1「くろまぐろ小型魚」に当歳魚2キログラム未満に関する記述を追加しました。

1-29 ページのポイント6にお戻りください。本県の「ぶり」が令和7年7月からTAC資源に追加されました。1-19ページの三重県資源管理方針の別紙1-9のとおり「ぶり」が新たに追加されています。この追加により別紙3-14の「ぶり」が重複することになったため、水産庁から別紙3-14の「ぶり」をすみやかに削除するよう助言を受けました。また、資源管理協定の資源管理目標に、別紙3-14「ぶり」を根拠規定としている場合には、順次、別紙1-9「ぶり」に変更することとします。なお、資源管理協定が変更されるまでの間は、別紙3-14は別紙1-9に読み替えて対応できます。

1-30 ページに三重県資源管理方針別紙の新旧対照表を載せています。

なお、国への三重県資源管理方針の変更の承認申請にあたり、申請書類等の字句や軽微な内容等の修正が必要になった場合には、修正しますのでご了承ください。

水産資源管理課からの説明は以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

意見がないようでしたら、議案1については、県原案どおりとしてよろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案2「ふぐはえなわ漁業に関する指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(中西主幹)

資料2をご覧ください。

ふぐはえなわ漁業に関する指示は、平成7年度から続けて発動していますが、今年度も継続するかどうかの審議をお願いするものです。

2-1ページが改正案、2-2ページが現行の指示になります。

2-1ページの項目1をご覧ください。禁止漁具は、浮きはえなわ漁具、松葉はえなわ漁具、たてなわ漁具の3種類です。ただし、浮きはえなわ漁具とたてなわ漁具については、下の図の斜線を引いた線より南の海域は禁止されていません。

操業禁止期間は、3月1日から9月30日までです。採捕禁止の対象は、600グラム未満のトラフグです。指示の有効期間は10月1日から翌年9月30日までです。今回の変更箇所は、告示日、会長名、指示の有効期間です。内容や図についての変更はございません。

なお、告示番号は「第6号」、告示日は「令和7年9月5日」、会長名は「矢田和夫」会長、指示の有効期間は令和7年10月1日から令和8年9月30日までの1年間です。

今回、参考資料を添付しています。

2-3ページから2-5ページまでは、ふぐはえ縄漁業の制限に関する愛知県公報になります。令和7年1月31日付けで、浮きはえ縄漁具及び松葉はえ縄漁具が引き続き禁止漁具となること等の指示が発動されています。

2-6ページから2-7ページまでは、はえ縄漁業についての説明になります。2-6ページ冒頭に、はえ縄漁業が次のように定義されています。幹縄に多数の枝縄をつけ、この先端に釣針を結着した漁具を横に長くのべて行う釣漁業と書かれています。さらに、はえ縄漁業の分類については、浮子によって海面から吊るして使用する浮き延縄と、海底に接して敷設する底はえ縄とに分けられることが書かれています。そのイラスト図が2-7ページに示されています。

2-8ページ上段の写真は志摩市安乗地区で使用されている底はえ縄漁具になります。下段の写真は、委員会指示で禁止されている松葉はえ縄漁具になります。

2-9ページには、三重県が行った令和6年度三重県沿岸種資源評価になります。トラフグの資源水準は高位、動向は増加です。また、生物情報としては1歳で全長26cm・体重400g、2歳で全長40cm・体重1,400g、3歳で48cm・2,900gとなります。

事務局からは以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○矢田会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

意見がないようでしたら、議案2については、事務局の原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案2については事務局の原案どおり発動することとします。

続きまして、報告事項1「全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

3-1 ページをご覧ください。令和7年7月23日に、令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望書を、衆議院及び参議院あて、農林水産委員長あて、農林水産省としては農林水産大臣及び水産庁あて、外務省あて、国土交通省としては海上保安庁及び海事局あてに提出しました。

要望項目は、「Ⅰ海区漁業調整委員会制度について」「Ⅱ沿岸漁場の秩序維持について」「Ⅲ太平洋クロマグロの資源管理について」「Ⅳ沿岸資源の適正な利用について」「Ⅴ漁業法改正後の制度運用について」「Ⅵ外国漁船問題等について」「Ⅶ海洋性レジャーとの調整等について」になります。

このうち、三重海区漁業調整委員会の要望内容は、「Ⅲ太平洋クロマグロの資源管理について」及び「Ⅳ沿岸資源の適正な利用について」の2項目になります。

まず、「Ⅲ太平洋クロマグロの資源管理について」説明します。3-7ページをご覧ください。令和7年度の提案、回答・状況などが示されております。

令和7年度の要望は次のとおりです。「1 クロマグロ資源の適正利用、①資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現、ア日本の漁獲枠の増枠。太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）等国際会議で、引き続き議論をリードし、国際的なルールに則った漁獲枠の拡大に取り組むこと。」

この要望に対する水産庁から回答です。「1 資源管理の取組の結果、クロマグロの資源は回復傾向にあり、昨年中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）年次会合において、小型魚10%、大型魚50%を基本とする増枠等が決定され、日本の漁獲条件も、2025年から、小型魚4,407トン（400トン増）、大型魚8,421トン（2,807トン増）に増枠された。また、未使用漁獲枠の繰越については、原則5%以内であるところ、昨年の年次会合では、17%に拡大する特例措置を期限なく適用できることが合意された。2 昨年合意されたWCPFC保存管理措置は2026年に見直しを行う旨規定されているが、次回の漁獲上限の見直しは、現在議論中の新たな管理方式に基づき行われる見込みであるところ、同管理方式の議論を着実に進めていく必要がある。引き続き、漁業関係者の皆様による資源管理の取組を後押ししつつ、国際社会における議論を積極的に主導してまいりたい。」

次に、「Ⅳ沿岸資源の適正な利用について」説明します。3-17ページをご覧ください。「4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用」について、次のとおり要望しました。

「北太平洋公海における外国船の漁獲圧が高まっていることから、サンマ等公海で漁獲されている資源の適正な管理に向け、TACの更なる縮減など、より実効性の高い資源管理措置が実現するよう協議を進めること。公海におけるサンマやマサバの資源調査の充実を図るとともに、外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力で推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。」このように要望しています。

これに対して、水産庁の回答は、「国際的な資源管理の推進にあたり、サンマについては、本年3月に開催されたNPFC（北太平洋漁業委員会）第9回年次会合において、2025年の措

置として、公海における TAC を昨年の 13 万 5 千トンから 10%削減した 12 万 1,500 トンに削減するなどの措置が合意された。さらなる強化に向けて、来年 4 月の次回年次会合に向けて、引き続き関係国・地域に積極的に働きかけを行っていく所存である。」このような回答がありました。

最後になりますが、令和 8 年度においても国への要望活動を計画しています。それで、三重海区漁業調整委員会としてどのようなことを要望するのかを次回委員会において、協議する必要があります。継続も含めて、要望等がありましたらご意見等をお願いします。

なお、令和 7 年 10 月 20 日（月）に開催される全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議で、令和 8 年度の要望内容を話し合うこととなります。

事務局からは以上となります。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○濱田委員

このさんまとかくろまぐろとか外国船なんかは、中国とか台湾とかは、めちゃくちゃ獲っとるようなイメージがあるんやけども、こんなの規制とかちゃんと守っとるんやろか。

○事務局（中西主幹）

日本の漁獲量は漁獲情報システムによりきちんと把握できていますが、外国船の漁獲になると、魚種あるいは国によって、正確な情報が得られていない事例も一部あります。

○矢田会長

他にありませんか。ないようですので、次に進みます。

続きまして、その他事項 1 「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

4-1 ページをご覧ください。

10 月 20 日（月）及び 10 月 21 日（火）の日程表（案）になります。10 月 20 日は「全漁調連東日本ブロック会議」と「情報交換会」になります。翌日の 10 月 21 日は「現地視察」になります。

「会議」は、10 月 20 日の 14 時 30 分から 17 時まで、津グリーンパークホテル 6 階で開催します。会議内容は、令和 8 年度総会に向けた要望事項（東日本ブロック）を話し合います。

そして 17 時 30 分から情報交換会を、同ホテル 6 階で行います。

「現地視察」は鳥羽水族館になります。7 時 45 分にホテルグリーンパーク津の入口前に集合していただき、バス 1 台もしくは 2 台で移動します。鳥羽水族館では、海の博物館館長の平賀様、三重大学大学院教授の松田様より、ご講演をいただく予定です。講演後は、水族館館内をご自由に見学していただきます。

その後、12時から13時30分まで内宮前おはらい町・おかげ横丁で物販施設などを各自見学していただきます。

13時45分頃、伊勢市駅にて解散する予定です。

本年度の東日本ブロックの事務局は三重海区が担当していますので、現在、東日本ブロックの都道府県等に参加希望者の照会、令和8年度の新規要望内容等の照会を行っています。

事務局からは以上になります。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

ないようですので、次に進みます。

続きまして、その他事項2「令和7年度真珠養殖関係漁場調査の実施について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

5-1ページをご覧ください。

三重県真珠養殖適正化対策協議会会長から令和7年度真珠関係漁場調査の実施についての通知がありました。これは、「真珠養殖いかだへの標識の設置に関する委員会指示」に関連した調査です。

具体的には、真珠養殖用いかだ登録票の貼付状況や漁場の行使状況などの確認になります。

5-2ページをご覧ください。

9月25日（木）は午前到的矢湾と午後英虞湾、9月26日（金）及び29日（月）は午前午後とも英虞湾になります。なお、五ヶ所湾以南の漁場は11月に調査を実施する予定です。

本調査は、今後行われる免許切替えの参考になりますので、ご都合のつく委員の皆さまの積極的な参加をお願いします。なお、参加者につきましては、9月10日（水）までに協議会へ返答する必要がありますので、本日参加者を決定していただきたいと考えています。調査に使用する漁船の関係から、人数は数名を予定しています。

事務局からは以上になります。

○矢田会長

ただいま説明のありました調査について、参加が可能な委員は挙手願います。

○委員

（挙手）

○矢田会長

それでは9月25日は矢田会長、浅井委員、濱田委員、濱中委員、木下委員の5名でお願いします。9月26日は田邊会長職務代理者、辻本委員、奥村委員の3名でお願いします。

9月29日は田邊会長職務代理者、濱口委員、千田委員の3名でお願いします。
次に進みます。
その他事項3「次回の委員会の日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

次回の委員会ですが、9月30日（火）10時からの開催をご提案します。

場所は、三重海区漁業調整委員会委員室になります。

次回委員会の議題としましては、全国海区漁業調整委員会連合会にかかる令和8年度政府要望になります。事務局で「太平洋くろまぐろの資源管理について」及び「沿岸サンマ資源について」の案を作成しますが、これ以外に必要な要望事項がありましたら、次回委員会までに電話又はメールでお知らせください。

○矢田会長

それでは、次回の委員会は9月30日（火）午前10時からの開催でよろしくお願ひします。

これをもちまして、委員会を閉会します。ありがとうございました。